

自宅学習用タブレット型情報端末の臨時貸し出しについて

下記の文書が久喜市教育委員会より届きました。

自宅学習用タブレットの貸し出しを希望されるご家庭は、18日(月)正午までに、久喜東小まで、電話にてご連絡ください。 電話 22-1218

久喜市教育委員会からの文書

市内小・中学校保護者様

久喜市教育委員会教育長

自宅学習用タブレット型情報端末の臨時貸し出しについて

日頃より本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の予防と感染拡大のための臨時休業期間が長期化し、市内小・中学校では、児童・生徒が自宅で学習するための一助となるよう、オンライン学習支援を進めております。

さて、本市では、御家庭にWi-Fiやルーター等のインターネットに接続できる通信機器はあっても、日中保護者の仕事等の都合でタブレット端末やスマートフォン等がなく、オンライン学習支援を家庭で受けられない御家庭を対象に自宅学習用タブレット型情報端末の貸し出しを行います。

つきましては、下記の内容を御確認いただき、御希望がある場合は、在籍校までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

1 対象

Wi-Fiやルーター等(インターネット回線に接続できる機器)はあるが、日中、御家族や同居する方の利用する機器を含めて、児童生徒が使用するタブレット端末がない御家庭。

※今回の貸与では、**Wi-Fiやルーター等の貸し出しは実施していません。**

※各校の台数が限られているため、**小6、中3のお子様の御家庭から優先させていただくこと**を御理解いただきますようお願い申し上げます。

2 申請手続きと貸し出しまでの流れ

(1) 5月18日(月)正午までに御希望ください。

(2) 申請の状況を踏まえ、在籍校で調整の上貸し出しの期間等について御連絡します。

※貸し出すことが可能な御家庭のみ御連絡を差し上げることを御了承願います。

(3) 各在籍校で、端末の受け取り、返却をお願いいたします。

3 貸与物品

タブレット端末(HUAWEI MediaPad5)

一世帯1台の貸与となります。

4 その他

・今回の機器貸与は、学校臨時休業期間が長期化していることに対する臨時的な対応です。

・各校への貸与台数が限られているため、希望者多数の場合は、御希望にお応えできない場合もございます。あらかじめ御了承下さい。(学校のPC室の開放もしておりますので、引き続きそちらも御活用願います)